**「石巻市排水設備等工事指定店」の新規登録申請について**

　一般家庭や工場・事務所などの雑排水と水洗トイレの汚水を公共下水道に接続する工事を行う指定業者の登録申請を次のとおり受け付けします。

**１　申請受付期間**　　　随時（但し、市役所開庁日の9:00～11:30及び13:00～16:30）

**２　登録手数料**　　　２０，０００円（指定店証交付の際に発行する納付書により指定

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金融機関で納付していただきます。）

**３　申請受付場所**　　　石巻市穀町１４番１号（市役所庁舎５階）

　　　　　　　　　　　　石巻市建設部下水道管理課　水洗化収納係

**４　申請方法**　　　記載内容を説明できる方が持参のうえ申請してください。

　　　　　　　　　　　（郵送等による申請は、受付できません。）

**５　指定店申請者の資格要件**

（1）県内に営業所を有し、営業及び工事に必要な設備及び機器を有していること。

（2）排水設備工事責任技術者が一人以上専属していること。（宮城県以外の責任技術者資

　　 格は対象外）

（3）成年被後見人若しくは、被保佐人ではないこと。破産者にあっては復権を得ている者。

（4）工事指定店の指定を取り消された場合は、当該取消の日から２年以上経過しているこ

　　 と。

（5）工事指定店の業務に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがないもの。

（6）法人の場合、役員は全員が（3）から（5）までの資格要件を有していること。

**６　提出書類（提出部数；１部）**

　各提出書類を次の（1）から（13）までを順番に綴り提出すること。

（1）排水設備等工事指定店申請書（様式第11号）

（2）申請者（法人の場合は代表者）の履歴書

　　市販の様式等に必要事項を記入し、顔写真（縦4cm×横3cm）を貼り提出すること。

（3）誓約書（様式第12号）

　　指定店申請者の資格要件を有することを誓約する書類

|  |
| --- |
| 【石巻市下水道条例第9条第1項第4号】次のいずれにも該当しない者であること。  　ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  　イ　第１９条第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者  　ウ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者  　エ　精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な知識、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者  　オ　法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの |

（4）申請者の住民票の写し（個人のみ）

　　法人の場合は不要。コピー不可。

（5）定款又は寄付行為のコピー（法人のみ）

　　コピーの末尾空白部分等に原本と相違ない旨の「奥行き証明」を行うこと。

|  |
| --- |
| （奥行き証明記入例）  　上記は当社の定款の写しであることを証明します。  　　　　　　　　令和　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　石巻設備株式会社  　　　　　　　　　　代表取締役　石巻　太郎　代表印 |

（6）登記簿謄本（法人のみ）

　　発行日から3か月以内のもの。現在事項証明書で可。コピー可。

（7）営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式第13号）

　　①平面図は、間口及び奥行きの寸法、机の配置状況等を記入すること。

　　②営業所の写真は、外観及び内部の状態が分かるものを各1枚程度添付すること。

　　③付近見取図は、最寄りの主な目標建物等を入れて分かり易く記入すること。

（8）石巻市排水設備等責任技術者証のコピー（技術者証の表面のみ）

　　社内に在職し石巻市登録する責任技術者全員の分を提出すること。

　　※登録している責任技術者がいないときは工事指定店の登録はできません。なお、責

　　任技術者の登録を併せて行えば工事指定店の登録申請が可能となります。

（9）所有設備機械・器具調書（様式第14号）

　　排水設備等工事に使用する所有設備機械・器具のみを記入すること。（レベルやスタッ

　フ等の測量機器も記入すること。）

（10）工事経歴書

　　前年度の経歴を記載すること。Ａ４サイズで、様式の指定はないが、発注者・元請下

　請の別・工事名・工事実施場所（都道府県名）・請負代金の額・着手及び完了年月日等を

　明記すること。

　　※建設業法申請様式第2号の使用可

（11）従業員名簿（様式第15号）

　　従業員全員について、職務別に列記すること。

　　※排水設備等工事責任技術者については、職務の頭に◎印を表示すること。

（12）納税証明書（各1部提出。コピー不可。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 発行先  種別 | 税務署 | 県税事務所 | 市町村 |
| 法人の場合 | **法人税、消費税**  ※未納の税額がない証明 | **法人事業税、法人県民税**  ※徴収金に未納がない証明 | **法人市（町村）民税、固定資産税**  ※直前2ヶ年分の納税証明書 |
| 個人の場合 | **所得税、消費税**  ※未納の税額がない証明 | **個人事業税**  ※徴収金に未納がない証明 | **市（町村）県民税、国民健康保険税、固定資産税**  ※直前2ヶ年分の納税証明書 |

　※市町村の発行する納税証明書についても、納期が未到来のものを除き未納がないこと。

（13）資産証明書（コピー可）

　　営業所の土地・建物等の所有について次の該当するものを提出すること。

　　①会社所有、自宅利用又は賃貸であるが契約はしていない：

　　　　その営業所の土地・建物等に係る「固定資産課税台帳登録事項証明書」を提出す

　　　ること。

　　②賃貸で契約している：

　　　　「契約書のコピー」を提出すること。